

議事日程 (1)

平成29年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 同意第16号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第5 同意第17号 芦屋町教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第41号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第42号 指定管理者の指定について
- 第8 議案第43号 町道の路線認定について
- 第9 議案第44号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 議案第45号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第11 議案第46号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第12 議案第47号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 認定第1号 平成28年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第14 認定第2号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第15 認定第3号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第16 認定第4号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第17 認定第5号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第18 認定第6号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第19 認定第7号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第20 認定第8号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第48号 国民宿舎空調等改修工事(機械設備その1)請負契約の締結について
- 第22 報告第5号 平成28年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

第23 報告第6号 地方独立行政法人芦屋中央病院の平成28事業年度に係る業務実績に関する評価結果について

第24 発議第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

第25 妹川議員の一般質問に関する参考人招致について

【出席議員】 (12名)

1番	内海 猛年	2番	松岡 泉	3番	今田 勝正	4番	刀根 正幸
5番	妹川 征男	6番	貝掛 俊之	7番	田島 憲道	8番	辻本 一夫
9番	川上 誠一	10番	松上 宏幸	11番	横尾 武志	12番	小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 2名

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

おはようございます。

先日お配りいたしました平成28年度主要な施策の成果及び予算執行の概要及び地方独立行政法人芦屋中央病院平成28事業年度に係る業務実績に関する評価結果並びに芦屋町公営企業会計決算審査意見書にそれぞれ一部記載誤りがありましたことに対し、訂正してお詫び申し上げます。各議員の皆様には正誤表を配付しております。今後このような間違いがないよう、十分注意してまいります。御迷惑をおかけし、まことに申しわけございませんでした。

以上です。

.....
午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは、直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成29年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

.....
日程第1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月7日から9月20日までの14日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、松岡議員と10番、松上議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

行政報告の前に、7月の九州北部豪雨災害について、述べさせていただきます。朝倉市、東峰村などでの集中豪雨で、多数の犠牲者が発生したことに哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い回復を願っております。芦屋町でも、住民の生命を守るため、災害に対する備えと避難について、さらに検討してまいりたいと存じます。

それでは、平成29年芦屋町議会第3回定例会の議案上程前に、平成29年芦屋町議会第2回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、さきに述べました九州北部豪雨の支援についてです。

義援金につきましては、7月末現在で7万4400円を日本赤十字社に寄附を行いました。また、8月17日に区長会から5万円の義援金も寄せられました。

人的支援といたしましては、8月上旬から中旬にかけて延べ10人の職員を、朝倉市に派遣をいたしました。今後の職員派遣につきましては、福岡県からの要請に基づき対応を行ってまいります。

2点目は、平成30年度SG競走の開催についてです。

7月4日、一般財団法人日本モーターボート競走会が平成30年度のSG競走などの開催地及び日程を決定し、発表いたしました。

ボートレース芦屋では、3年ぶり3回目となる、SG第21回チャレンジカップを30年11月20日から25日までの日程で開催することが決まりました。このレースを契機に、さらなる売り上げ向上に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、GI第31回レディースチャンピオンの売上結果についてです。

8月1日から6日までの6日間、女子レーサー52人による女子王座をかけたGIレース、レディースチャンピオンを開催しました。華やかで白熱したレースが展開され、全国のお客さまもレースを楽しんでいただけたのではないかと考えております。売り上げについては、サマータイ

ムレースで開催したこともあり、目標の60億円を大幅に上回る72億円を売り上げることができました。

4点目は、福岡県議会への要望についてです。

7月11日、福岡県議会県土整備委員会に対し、町の要望事項を述べる機会がありましたので、地方港湾「芦屋港」の活性化のため、港湾管理者として芦屋港港湾計画の改訂を行うとともに、プレジャーボート係留施設などの必要な施設・機能の整備に早期に着手されるよう、要望を行ったところです。

5点目は、あしや花火大会の開催についてです。

7月22日、あしや花火大会実行委員会の主催による、あしや花火大会が遠賀川河口一帯で開催されました。当日は好天に恵まれ、芦屋町の一大イベントに多くのお客様が訪れ、楽しんでいただけたものと思っております。また、町内外を初めとする各事業所や企業、団体、各自治区の皆さんから、多大なる協賛金をいただきましたことに、感謝を申し上げたいと存じます。

6点目は、職員採用募集についてです。

平成29年度職員採用試験の申し込みを8月16日で締め切りましたので、その状況について報告いたします。

一般事務職は、採用予定3人に対し、申し込み人数が165人。一般事務職の身体障害者対象1人に対し、申し込み人数が6人。社会福祉士1人に対し、申し込み人数が6人となっています。今後、1次試験、2次試験を実施し、11月下旬に採用者を決定する予定です。

7点目は、福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会の松枯れ対策に関する要望についてです。

筑前海沿岸に位置する福岡県内の4市5町が構成する福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会は、当地域の財産である松林の保全や再生に資する活動として、毎年、国や県への要望活動を行っております。8月22日に、管内選出の衆議院議員、財務大臣、林野庁長官などに対して、松枯れ被害による松林の早期再生や松くい虫駆除・防除等について、芦屋町を初めとした首長が要望書を提出いたしました。

8点目は、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金返礼品などのリニューアルについてです。

返礼品の拡充による、町内事業者の皆さんの事業振興への寄与。また、寄附者の皆さんのクレジット決済などによる利便性の向上を図るために、10月からのリニューアルを目指して現在、作業を進めているところです。詳細が決まりましたら、広報やホームページなどでお知らせさせていただきます。

9点目は、芦屋港活性化推進委員会の開催についてです。

芦屋町議会第2回定例会で議決をいただきました芦屋港活性化推進委員会の第1回委員会を8

月29日に開催いたしました。この委員会において、芦屋港活性化を推進するに当たり、芦屋港の現状分析や将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、芦屋港及び周辺機能の整備に係る調査審議などを進めてまいります。

今後も、芦屋港の活性化へ向け具現化の取り組みを推進してまいりますので、引き続き議会からの御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わりました。

次に、日程第4、同意第16号から日程第24、発議第4号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございますが、同意第16号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります塩田謙治氏の任期が、平成29年10月4日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

塩田氏は芦屋町民生・児童委員を務められ、人格、見識も申し分なく、委員として適任でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

同意第17号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、現在の教育委員であります伊藤亜希子氏が、平成29年8月31日をもって辞職されましたので、後任に山元広昭氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

山元氏は芦屋小学校、芦屋中学校のPTA会長として活躍され、人格、見識も申し分なく教育

委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、条例議案でございますが、議案第41号の芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の定義の明確化及び個人識別符号、要配慮個人情報についての定義が追加されたことに伴い、芦屋町個人情報保護条例においても、法改正の趣旨を踏まえた定義の改正と追加を行うものでございます。

次に、その他議案でございますが、議案第42号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町山鹿保育所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第43号の町道の路線認定につきましては、新病院外周道路の整備に伴い、町道認定するものでございます。

議案第44号の平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金17億2,051万8,440円のうち、14億円を建設改良積立金に、残りを利益積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算議案でございますが、議案第45号の平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ800万円を増額計上しております。歳入につきましては、社会資本整備総合交付金と財政調整基金繰入金を計上しております。歳出につきましては、九州北部豪雨に伴う義援金と正門町特定空家解体工事を措置したほか、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金と汐入川改修事業負担金を増額しております。

議案第46号の平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）につきましては、地方債について、限度額の変更を行っております。なお、歳入歳出にかかる増減はございません。

議案第47号の平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の歳入につきましては、前年度繰越金を増額計上しております。

歳出につきましては、返還金額決定に伴う過年度分退職者医療交付金返還金の増額及び調整により、予備費を増額計上しております。

次に、決算議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成28年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の平成28年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、契約議案でございますが、議案第48号国民宿舎空調等改修工事（機械設備その1）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。国民宿舎空調等改修工事（機械設備その1）について、請負契約を締結するものでございます。

次に、報告案件でございます。報告第5号の平成28年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第6号の地方独立行政法人芦屋中央病院の平成28事業年度に係る業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第4項の規定により、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会より報告を受けましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、4番、刀根議員に発議第4号の趣旨説明を求めます。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

ただいま発議第4号につきましての意見書ということで、ここに上程させていただいておりますが、なかなか国、県の指導等の部分でからですね、わかりにくいといったところもあるかと思えます。つきましては、この意見書を述べる前に、まずこの法律の内容等をですね、趣旨説明の中で概略を申し上げまして、そして、その後この意見書を朗読により、意見書の提出とさせていただきます。

それでは早速、趣旨説明に入らせていただきますが。今回、意見書としての主な内容でございますが、これは皆さんも御承知のとおり、この道路を整備していくといった中では、多大の何と言いますか、予算と言いますか、事業経費を要しますし、それを整備するに当たりまして、いわゆる国のほうからですね、従来の道路法に基づく50%の範囲内、そしてそれをさらにかさ上げして、自治体の負担を軽減しようといった内容のものでございます。つきましては、道路というものは、やはり私たち国民生活や経済活動を支える最も基礎的な社会資本であり、あわせて地域間の交流、連携そして地域産業の発展を図り、必要不可欠な社会基盤であることは、御承知のとおりでございます。本町におきましても道路施設の利用者の安全・安心の信頼確保に向けて、道路整備を計画的、継続的かつ着実に進めております。平成29年度における芦屋町の社会資本

整備交付金事業は橋梁の長寿命化計画に基づく3橋の実施設計や道路改修工事を行っております。また、当該交付金事業の申請・要望額に対しまして、内示額は約40%しかないのが現状でございます。そのためには、十分な道路事業予算の確保が最も求められてまいります。

一方では、社会資本整備総合交付金事業による地方道路整備事業の補助率が道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、以下、道路財特法と申し上げますが、この規定により、現在の基本法である道路法の補助率50%以内を各自治体の財政指数によって補助率70%以内にかさ上げされております。また、この道路財特法は平成20年度から29年度までの時限措置であり、このままでは地方創生に全力で取り組んでいるこの時期に補助率等が軽減されることは、本町にとってもこの法律が継続されなければ、財政負担が増加することは必須でございます。よって国におかれまして、道路整備に必要な予算の確保。道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望する趣旨でこの意見書は作成されております。なお、この作成に当たりましては、県の指導を受けながら、作成いたしておりますことをあらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは道路整備に必要な予算措置に関する意見書。

平成29年7月、九州北部豪雨による災害では、尊い人命が奪われ、至るところで道路が寸断、孤立集落が発生いたしました。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでおりますが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識いたしました。

道路は、人々の生活や経済活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また、本町の道路は北九州都市圏等と隣接しており、砂像展、海水浴、各種イベントを含む産業用や観光用として、多くの人々に利用されている必要不可欠な社会基盤であり、利用者の安全・安心及び信頼の確保に向け、道路整備を計画的かつ着実に進めることが必要です。そのためにも、十分な道路事業予算の確保が重要であります。

一方、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされておりますが、このかさ上げ規定が平成29年度までの時限措置となっております。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、道路事業予算が十分に確保されていないことや補助率等が低減することは、本町にとっては死活問題であり、安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。よって国におかれましては、道路整備に必要な予算の確保に関する下記の事項の実施について強く求めます。

記

1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。

2. 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で刀根議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第16号及び日程第5、同意第17号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

お諮りします。まず、日程第4、同意第16号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第16号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、同意第17号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第17号は、同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第6、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第9、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第10、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第11、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第12、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第13、認定第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第14、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第15、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第16、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第7号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

認定第7号について、質疑を行います。

9ページのですね、貸借対照表から伺いますけど、流動資産の1に現金預金が88億5,000万ぐらいありますし、11ページの利益剰余金を見ますと、ロの利益積立金が約20億、ハの建設改良積立金が約19億となっています。こういったものが、内部留保金と伺いますか、そういったものになると思うんですけど、この間、執行部や町の職員の努力の中でですね、この近年は、競艇事業は利益が出て、こういった状況になってきているという点は評価すべきですけど。現金預金にしてもですね、これについても流動負債があるわけで、全てが、これが全部に残るわけではないと思いますけど。実質的にですね、この時点での競艇事業会計での内部留保金と伺いますか、それはいくらになるのでしょうか。その点わかりますか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 藤崎 隆好君

28年度末時点における現金残としましては89億2,100万というところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

約89億がですね、競艇会計の内部留保金というふうに言えるわけですけど、今のですね、今度の議案の中でもですね、今年度の利益剰余金の分配の問題も出ていますけど、今年度が17億2,000万出ており、それを利益積立金や建設改良資金に積み立てるんです。そういった点で

ですね、89億にまたこれ17億積み上がるということで、それと基金の運用状況を見ますと、芦屋町の競艇事業振興基金というのが約11億円あるわけですね。こういったものを見ますと、やっぱり100億を超える内部留保金が競艇事業会計にあるという、そういったことになると思います。当然ですね、企業債の状況もあって、ボートレース振興基金に17億4,000万の借入金があるということで、そういった点も踏まえないけんでしょうし。この間、先ほど言いましたように、黒字が出る中で、芦屋町の一般会計の中にもですね、約、繰入金が22億と、それとまちづくり基金が8億積み立てられているということで、そういった点では町の財政にもですね、寄与しとるという点です。ただ、今年度もですね、また一定の利益が出ると思いますが、そういった中でですね、また積み上げるというふうになっていったときに、現在でもまず100億を超える内部留保金があるのに、町としてはどの程度までですね、内部留保金を積み上げていくのか。そこら近所がですね、天井なしで積み立てるということは、やっぱり余り考えられないと思うので、その点、どの程度積み立てれば、一定の町としての積立金のとどめといいますか、そういったふうになると考えているのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 藤崎 隆好君

先ほど言いました金額については、基金も含めた金額ということになっています。

それから建設改良積立金についてですが、今年度利益処分14億した後の残額としては約33億になる予定ですが、現時点においては、施設の建てかえ、それから艇庫棟の建てかえ、それとボートピア勝山の施設の建てかえ、そういったことを想定しておおむね100億を目標に現在積み立てているところであります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私が議員になったころもですね、競艇の基金が約100億ぐらいあったと思いますけど。その後、現在の競艇場の建てかえで、そういった基金ももうなくなった中で、そしてまた競艇収益が悪化するということで、私たちも競艇事業が悪化した中から、町の財政にどのくらいですね、影響を与えるとかということ、十分承知していますので、当然、内部留保資金というのはですね、一定の積立額は必要だというふうには考えております。ただ、この監査のですね、結びにもあるように、モーターボート事業本来の目的である本町財政の健全化に努められたいとなっています。もともとやっぱりこの公営企業というのは、やっぱり福祉や教育、そういったものを充実

させるために自治体が行うという、それが本来の目的ということであると思いますので、そういった点を踏まえましてですね、やはり内部留保金とですね、そういった町の福祉、教育を充実させる、そういったこととの整合性を図りながら、積立金ですね、積み上げを行っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

モーターボート競走事業管理者。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

ただ今、次長が御説明したとおりでございますが、保有金で持っていますものの中には、開催資金だとか、それからそういった目的を持った積立金、それから必要な引当金等で割り当てております。そして、9月定例議会の後に、全協で毎年、財政計画をお示ししておりますが、その中で当然この事業の目的というのは、財政に寄与するという分が大きいわけで、それが目的でございます。そういった中で本町の財政当局と繰出金について、いくらするかということについては、協議を重ねながら計画をもってやっていく。その中でこの事業が安定的に経営できる留保金を保っていくということ、両面をあわせ持ってやっているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案代48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、発議第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第41号から日程第21、議案第48号及び日程第24、発議第4号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第25. 妹川議員の一般質問に関する参考人招致について

○議長 小田 武人君

次に、日程第25、妹川議員の一般質問に関する参考人招致についてを議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、妹川議員から一般質問における参考人の出席要求がありました。つきましては、妹川議員に趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

おはようございます。

今、議長のほうから趣旨説明をとということですので、説明をいたしますが。

今、芦屋中央病院は地方独立行政法人芦屋中央病院として、もう3年が経ち、来年3月には新病院としてオープンするために着々と工事が進められております。地方独立行政法人芦屋中央病院の中期目標は1番目に地域住民に信頼される病院、そして地域医療機関に信頼される病院、3つ目に職員に信頼される病院という3つの理念に沿って経営が進められていると思われま。町は地方独立行政法人に向けて、私たち議員に対して、また町民に対して、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による相対的な経済改善の期待が大きいため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいと説明してこられました。私はその理念に基づいた経営が行われているのかを聞きたいのです。役場の担当課長、住民

課長では十分な回答ができないのではなかと思われます。したがって、直接病院経営に携わっている病院長と事務局長に御出席いただき、意見交換をする必要があると考えました。このことは私自身だけのためではなく、執行部や議員、議会ともども情報をお互いに共有し合えると考えております。私たちはこの独法になることによって、議会とそして病院とのチェック機能を果たすとか、情報を交換する機会が大変薄れてまいっております。これは病院側からすればメリットは非常に多いかもしれませんが、私たち議会や執行部からすればですね、そういう情報交換をし、チェック機能を果たす、そのことによってお互いが高め合う、そういう病院であってほしいと思っております。したがって、こういう芦屋中央病院は3つの理念に沿った健全な経営運営を行っていただきたいという思いで、芦屋町議会会議規則第123条第2項の規定により、お二人の出席を要請するものです。私たちはそういう議会と、そしてチェック機能を果たす、情報交換をする。こういうことが非常に希薄になってきていますが、今、この芦屋町議会会議規則第123条第2項という機会でもって病院と調整・連絡をできるチャンスがあるわけですから、私たち議員は大いにこういう機会を使って、この条項に基づいてですね、参考人として来ていただく。そういう意味で私は招集をお願いするものです。議会議員の皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第25、妹川議員の一般質問に関する参考人招致についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、今回ですね、中央病院から初めて議会のほうに参考人ということで、招致したいということで、妹川議員から今、御説明がありました。今、るる説明がありまして、病院についてはですね、平成27年の4月1日に独法化されております。その後、移設問題等がありまして、院長以下事務局長も来ていただいてですね、住民説明、それから議会のほうも全協等で説明しておられます。そういった中でですね、平成28年の9月21日ですから、前年の同じ時期ですか、その際に、その中で今後のですね、この独法の病院のかかわり方についてのですね、御説明がありました。そういうことで、いろいろ今まで病院についてもですね、妹川議員としては、いろいろ聞きたいということがございましょうけれども、この地方独立行政法人法というのがあります。この中に、第3条の中にですね、公共性と透明性と自主性というのがあるって、公共性、それから透明性についてもですね、今、言われたところがあるので、そういう面は理解できます。住民に対してはですね、病院としては経営状況等も含めてですね、丁寧に住民に説明する義務があるというふうにこの法律で定めております。ただし、これについては、この法律に基づいてやるという

ことになっておりますので、現在のところを評価委員会が設けられて、どのように運営されているかということで、町のほうはその評価委員会に諮問してですね、この病院の運営に当たっての状況についてモニターしながら、また、計画等の策定に当たっては、そういったものにも盛り込みながらですね、病院についてもかかわっているんじゃないかと思います。ただ、第3項の中にですね、自主性があるって、業務運営については、この独法の法人に対して、要するに任せるよと。自主性を尊重しなければならない、配慮しなければならないという文言があります。そういう意味からしたらですね、この一般質問をやることに関しては、私は当然疑問があるわけですから。国会では加計問題があって、そういった民間の理事長を呼んでですね、問題があればその指摘もするでしょうし、問いただすこともあり得るかなと思うんですけども。こういった自主性を求めることを認めた法律がある関係上ですね、やはりそこについては、業務運営に当たっては、この自主性に当たって、配慮しなければならないということは書いてありますので、今回、妹川議員はこの自主性について、私、中を見るとどうも今さっきの説明を聞くと、また、自主性を乗り越えたですね、過度な関与があるんじゃないかなと思われるのですが、そのあたりは内容的に問題ないんですか。妹川議員に質問させていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

いずれにしろですね、今さきほど申し上げましたように、芦屋町議会会議規則第123条第2項の規定によってですね、参考人として参加していただく。当然、今言われたようにですね、営業の経営の中でのですね、予算、決算のことについても、それは、今回はそういう問題で私が質問しているわけではないですが、そういうことであってもですね、参考人として説明を求めることができるというわけですから、大いに病院と議会は一致連携しながらですね、あくまでもこの芦屋町の中央病院は、所有権者は芦屋町ですから。独立行政法人のものではありません。芦屋町の財産として議会がチェック機能を果たす。そして、よりよい病院になっていただきたいというようなことで質問することですから。大いにこういう機会を使って、多くの議員の皆さんが招集をお願いして、忙しいとは思いますが、そういう機会を我々はつくるべきではないかというふうな趣旨でお呼びすることにしております。ただですね、今、私は今回質問する内容というのが、やはり住民の声、住民の声がどれだけ病院側にですね、反映されているのか。私はこの一般質問をする内容は、住民からのやはり苦情がいくつかあります。そういうことについて、やはり、直接経営担当されてあります病院の事務局長や病院の先生たちがどれだけ認識してあるのかなというようなことでですね、やりたいなと思っております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

苦情があるということで、その対応のためにということでもありますけれども、招致する分についてはですね、何ら規定はないわけですね。招致して一般質問することについては、私も問題ないんじゃないかと思うんですけども。私が先ほど質問したのは、その中の内容として、自主性を阻害するような内容になってはならないということを行っているんですけども。その点をどのように妹川議員が認識されているかを問うたわけです。質問したわけですね。それは聞かないよということですけど、法律がちゃんとあるので、そのあたりは一般質問をする権利はありますけども、そういった法を守ることに關しての質問をしたわけですね。その点については、どのように考えているか御質問いたします。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

先ほど答弁したとおりです。あくまでも芦屋町議会ですから、議会に基づいてこういう条項があるわけですから、それに基づいて一般質問をする。そして先ほど言いましたように、健全なる経営運営そして愛される、地域住民から愛される病院になってもらいたい。そういうことを求めて病院の先生や事務局長にですね、確認をし、ともにいい病院につくり上げていきましょうよということですから、大いにほかの議員の皆さんも12月議会でも、来年の3月議会でもですね、病院の先生たちとお互いに共有し合う。今までは毎年のように、独法ではないときには、病院事務局長はこの席におられたわけですから。そういうことをですね、少しでもやるべきではないか。そういう機会が我々議員にはあるということです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、この件についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

日程第25、妹川議員の一般質問に関する参考人招致についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。妹川議員の一般質問に関して、お手元に配付しましたとおり、9月8日、地方独立行政法人芦屋中央病院、櫻井院長及び森田事務局長に参考人として出席を要請したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 05 分散会
